

## 答申第31号

平成12年4月から8月までの知事日程に関する文書の非開示決定に係る異議申立てに対する決定

### 栃木県情報公開審査会

#### 第1 審査会の結論

実施機関が、「平成12年4月から8月までの知事日程（行動）に関する文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、当該公文書が存在していないという理由で非開示決定したことは、妥当であると認められる。

#### 第2 異議申立人の主張要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成12年9月21日に行った本件請求に対し、栃木県知事が平成12年10月5日付けで栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づき行った非開示決定について、その取消しを求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、非開示理由説明書に対する意見書及び意見陳述における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

##### (1) 知事の日程調整とその過程において発生する文書の認否について

庁内各課又は行事関係者から、秘書課に対して電話等により知事の行事出席依頼や面会日程調整依頼がなされ、秘書課内において調整した上で、知事担当職員が日々の行動予定を自らの個人的な手帳（以下「手帳」という。）に記入し、その手帳に基づいて前日のうちに知事の行動予定を記載した文書（以下「知事日程票」という。）を作成して、知事及び関係職員に配付するとの実施機関の主張は認める。

その調整過程において発生する「手帳」と「知事日程票」についての存在も認める。

##### (2) 「知事日程票」を非開示決定したことについて

「知事日程票」については、秘書課の職員が職務上作成し、組織的に用いているものであることは実施機関の非開示理由説明書からも疑う余地は無いし、県の文書管理規則等の規定に基づいて廃棄されているという立証もされていない。また、公人である知事の日程票は、社会的常識においても保存しておくのが当然のことであり、日程終了後その日のうちに廃棄しているという実施機関の主張は認めがたい。

さらに、開かれた県政の構築を県政経営の方針としている栃木県においては、県民と行政の協力は不可欠であることから、本件については、公文書として開示決定するよう答申されたい。

### 第3 実施機関の主張要旨

実施機関の非開示理由説明書及び意見聴取における主張を要約すると、概ね次のとおりである。

#### 1 知事の日程調整とその過程において発生する文書

##### (1) 知事の日程調整について

庁内各課又は行事関係者から、秘書課に対して電話等により知事の行事出席依頼や面会日程調整依頼がなされ、秘書課内において調整した上で、知事担当職員が日々の行動予定を「手帳」に記入し、その「手帳」に基づいて前日のうちに「知事日程票」を作成して、知事、副知事、秘書課長及び秘書課の関係職員に配付する。なお、「知事日程票」については、日程終了後その日のうちに廃棄している。

##### (2) 日程調整過程において発生する文書について

日程調整過程で発生する文書は、「手帳」と「知事日程票」の2種類である。

#### 2 非開示理由

「手帳」については、知事担当職員が個人的に管理しているもので、備忘録として作成したものであることから、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものではない。また、「知事日程票」についても、知事、副知事、秘書課長及び秘書課内の関係職員が手持ちとして使用するメモであり、日程終了後その日のうちに廃棄するもので、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものではないことから、いずれのものも条例第2条第2項に掲げる公文書ではない。

また、「知事日程票」には、知事の私的な行動や、県の事業推進等に関して賛成や反対を表明する人や団体の来庁予定等が記載されていることから、個人情報を保護し、事務事業の遂行上支障が生じないように、日程終了後その日のうちに廃棄することが適当である。さらに、終了した行事等に関する知事の行動については、広報課が作成している月間の「行事予定表」及び週間行事予定の「庁内だより」、並びに行事主管課が作成した記録が保存されていることから、あえて秘書課において「知事日程票」を保存しておく意味はないし、支障が生じたこともない。

以上により、本件請求に係る公文書は作成していないことから、非開示決定したものである。

### 第4 審査会の判断理由

#### 1 判断にあたっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を促進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、個人に関する情報がみだりに公開されないことがないよう最大限の配慮をしつつも、原則公開の基本理念のもとに県民の公文書の開示を求める権利が不当に侵害されることのないよう条例を解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件処分について調査審議し、判断する

ものである。

## 2 本件請求に係る文書について

実施機関は、非開示理由説明書において、知事の日程調整の過程において発生する文書は「手帳」と「知事日程票」であると主張しており、異議申立人もそれを認めている。また、実施機関職員からの意見聴取においても、これらの文書以外に文書が存在するとは認められなかったことから、この2種類の文書について検討する。

まず、当審査会は実施機関に当該文書の提出を求め、実際に内容を見分した。「知事日程票」は、「 月 日 ( ) 知事行事日程」と題するB6版の個票で、知事の行事日程を手書きで記載しているものであった。また、「手帳」については、知事担当職員個人の備忘録であることが認められた。さらに、異議申立人の非開示理由説明書に対する意見書等においても、「手帳」の公文書性についての主張はされていない。

したがって、「知事日程票」の非開示決定が妥当であるか否かについて、以下判断する。

## 3 具体的な判断

### (1) 「知事日程票」の公文書性について

実施機関は、知事を始め知事の出席する行事等に関係する秘書課内の職員が、手持ちのメモとして「知事日程票」を使用し、日程終了後その日のうちに廃棄していることから、「知事日程票」は条例第2条第2項に掲げる公文書ではないと主張する。そこで、当該主張が妥当なものかどうか、以下検討する。

この「知事日程票」は、作成してから廃棄するまでの間は、知事、副知事、秘書課長及び秘書課職員が手元に保有しているものであることから、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと判断される。したがって、廃棄されるまでの期間においては、公文書であると認められる。

### (2) 「知事日程票」の存否について

実施機関は、「知事日程票」を日程終了後その日のうちに廃棄しているので、本件請求に係る公文書は存在しないと主張する。そこで、当該主張が妥当なものかどうか、以下検討する。

当審査会は、実施機関職員に対する意見聴取のなかで、廃棄の実態についても確認を行った。そこでの実施機関の説明は、個人情報を保護し、事務事業の遂行上支障が生じないよう日程終了後その日のうちに廃棄しているとする、廃棄することに積極的な意味を認めているものであった。また、実際の「知事日程票」の様式や記載のされ方を見ても、保存するに足るような体裁を整えてはいないと認められる。こうした状況から推測すると、「知事日程票」は、日程終了後その日のうちに廃棄しているという実施機関の説明に、虚偽があるとは認められない。

以上により、本件請求に係る「知事日程票」を実施機関が非開示とした理由、すなわち、公文書は作成していないとしたことは相当ではないが、実際に「知事日程票」が廃棄されてしまっていることからすると、当該公文書が存在していないという理由で非開示決定したことは、結果的にはやむを得ないものと認められる。

#### 4 結論

当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 付帯意見

当審査会では、「知事日程票」の公文書性について審議を行う上で、知事の実際の行動記録の管理のあり方についても議論した。その議論を踏まえて次のとおり意見を付する。

公人である知事の行動は、できる限り県民に明らかにすべきであり、その記録は、県政の説明責任を果たすためにも、また県政の歴史的資料とするためにも、適切に作成し、保存しておく必要がある。

実施機関は、「知事日程票」には知事の私的な行動や、県の事業推進等に関して賛成や反対を表明する人や団体の来庁予定等が記載されていることから、個人情報保護し、事務事業の遂行上支障が生じないよう、日程終了後その日のうちに廃棄することが適当であると主張する。しかし、公人である知事の行動は、私人に比べてプライバシー性が低いと認められる。また、仮に実施機関が主張するように、行動記録を開示すると個人情報の保護や事務事業の遂行に支障を来すおそれがあるとしても、その支障が生じる部分だけを非開示とすれば足りると考えられる。

また、実施機関は、終了した行事等に関する知事の行動については、広報課が作成している月間の「行事予定表」及び週間行事予定の「庁内だより」、並びに行事主管課が作成した記録が保存されていることから、あえて秘書課において「知事日程票」を保存しておく意味はないし、支障が生じたこともないと主張する。しかし、それらはいくまでも予定の記載に過ぎず、実際の知事の行動とは完全に一致しているものではない。

以上の観点から、実施機関は、公人である知事の実際の行動記録を作成し、保存しておくべきである。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

年 月 日	処 理 内 容
平成12年10月20日	・ 諮問
平成12年11月17日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理
平成12年12月11日	・ 異議申立人から非開示理由説明書に対する意見書を受理
平成13年 2月23日 (第133回審査会)	・ 審議 (経過等説明)
平成13年 3月22日 (第134回審査会)	・ 異議申立人による口頭意見陳述 ・ 審議
平成13年 4月19日 (第135回審査会)	・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成13年 5月17日 (第136回審査会)	・ 審議
平成13年 6月21日 (第137回審査会)	・ 審議
平成13年 7月 3日	・ 答申

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
菅 俣 博	(社)栃木県商工会議所連合会専務理事	
田 島 二三夫	弁護士	
田 中 美 子	国際医療福祉大学教授	
戸 田 栄 輔	下野新聞社常務取締役	会長職務代理者
中 村 清	宇都宮大学教授	会長

戸田栄輔氏においては、6月30日付けで辞任